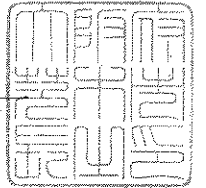


市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託に係るプロポーザル公告について

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

平成 30 年 3 月 1 日
茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 茨木市（以下「本市」という。）が、平成 30 年度に策定作業を進める「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」に市民意見を反映し、また、参加意識の醸成等を図る目的で行うワークショップ及び芝生を使った社会実験について、企画・運営等を支援することを目的とする。
- (2) 業務名 市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

9, 9 3 6, 0 0 0 円（税込）※予算要求額

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、今回のプロポーザルは、新年度予算の事前準備行為とし、契約締結は予算議決後の平成30年4月1日以降とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名

簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールまたはFAXで政策企画課宛に送信すること。

提出期限：平成30年3月9日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部政策企画課

E-mail : kikaku@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX 072-623-3025

※ 電子メールまたはFAX以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 政策企画課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/menu/oshirase/index.html>

(3) 参加申込方法

ア 参加申込時の提出書類

①参加申込書（様式2号）

②業務実績調書（様式3号）

③業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：平成30年3月12日（月）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

5 問い合わせ先

茨木市 企画財政部政策企画課 担当 向田・川嶋

TEL 072-620-1605（直通）

FAX 072-623-3025

E-mail : kikaku@city.ibaraki.lg.jp